

第2編 全般的推進状況（平成24年度を中心とした障害者施策の取組）

第1章 施策推進の経緯と現況

第1節 推進の経緯

1 障害者に係る施策の経緯

我が国の障害者施策の総合的推進を図ることは、今から40年以上前の昭和45年（1970年）に成立した「心身障害者対策基本法」（平成5年に「障害者基本法」となる。）において示され、その後、国際連合（以下「国連」という。）が定めた1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、さらに推進が図られることとなった。

「国際障害者年」を受けて、国連により「障害者の十年」（1983年～1992年）が宣言される等の動きを踏まえ、我が国における最初の障害者施策に関する長期計画が昭和57年（1982年）に策定された。以後、長期計画は、「平成5年度から14年度まで」及び「平成15年度から24年度まで」の計3回が実施された。

このような時期、平成24年度の障害者施策の概況をとりまとめられることに当たり、3回目の長期計画の最終年度であったことから、過去3回の長期計画などを踏まえ、今日までの障害者施策の総合的な動きを次のとおり概観することとする。

（1）昭和45年の基本法成立

心身障害者対策基本法（昭和45年法律第84号）は、各省庁が所管する障害者関連の個別法律を指導する文字どおり障害者施策に関する基本的な法律として、今から40年以上前の昭和45年（1970年）5月に、各党各会派一致の議員立法により成立をみたものである。

この後、昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を経て、翌57年（1982年）に「国連・障害者の十年」（1983年～1992年）が国連において宣言されるといった国際的な動きに対応して、国内では政府において、障害者施策に関して初めての本格的な長期計画が策定され、以後さらに2回策定されるなど、この間に障害者施策の各分野において大きな進展がみられた。

心身障害者対策基本法はこれらの動きに先駆した当時として画期的な法律であったと言える。

（2）国際障害者年などと初の長期計画（昭和57年度～平成4年度）の策定

国連は、1970年代ごろから障害者施策の推進に係る議決等を何度も行い、国際的な影響を与えてきた。

特に1981年（昭和56年）を国際障害者年と定め、各国に取組を求めた決議がなされたことから、我が国としても、内閣総理大臣を本部長とした「国際障害者年推進本部」が昭和55年3月に設置され、当該年である昭和

56年に関係行事・事業が行われ、障害者施策の総合的推進が一層大きく進むこととなった。

翌年1982年（昭和57年）12月、国連において、引き続き障害者に関する問題に取り組んで行く必要から、1983年（昭和58年）～1992年（平成4年）を「障害者の十年」と定め「障害者に関する世界行動計画」が策定された。

これらの動きに対応して、国際障害者年推進本部は、政府として初の本格的な長期計画を策定し障害者施策への取り組みを進めていくこととした。

また、同年4月、国際障害者年推進本部は改組され、内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部（以下、「本部」という。平成8年に障害者施策推進本部と改称。）」が設置され、障害者施策を総合的かつ効果的に推進することとした。

また、「国連・障害者の十年」の中間年である昭和62年（1987年）には、本部は「後期重点施策」を策定し、長期計画の下、後期に重点的に行うより具体的な計画を定めた。

これはのちの長期計画でもその下に、重点施策についての計画を設けることに引き継がれていった。

なお、これらの計画には政府が設けた、有識者等による当時の中央心身障害者対策協議会（のちに「中央障害者施策推進協議会」と改称。以下「協議会」という。）などの提言を踏まえたものとなっていた。

（3）新長期計画（平成5年度～14年度）の策定と平成5年の基本法改正

障害者団体などから「国連・障害者の十年」終了後の新たな「国内行動計画」を策定すべきとの意見が出され、また、我が国も共同提案国となっていた「アジア太平洋障害者の十年」（1993年～2002年）の決議が採択されるなどの動きに対応し、協議会は、これまでの取組の成果を踏まえ、長期的な障害者施策のあり方について検討を行い、意見具申を行い、これを受けて、本部は、平成5年度からの10か年を見据えた「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、障害者施策の一層の推進を図ることとした。

一方、社会の進展等により、心身障害者対策基本法は、平成5年に改正が行われ、法律の名称が「障害者基本法」に改められ、①法律の目的として、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、障害者の「完全参加と平等」を目指すこととしたこと、②法律の対象となる障害を、身体障害、精神薄弱（当時の用語。現在の知的障害）又は精神障害としたこと、③基本理念として、障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる旨規定したこと、④国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるために12月9日を「障害者の日」と規定したこと、⑤政府は障害者の福祉等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を策定しなければならないとし、地方公共団体に

においてもこれに準じた計画の策定に努めなければならないとしたこと、⑥雇用の促進等、公共的施設の利用及び情報の利用等の分野における国及び地方公共団体の責務の規定を整備するとともに、事業主に対し、これらの分野における所要の努力義務を規定したこと、⑦障害者に関する基本的・総合的な施策の樹立について調査審議する「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改めるとともに、その委員又は専門委員について、障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者からも任命する旨を規定したことが主な改正点であり、国会において平成5年11月26日、全会一致で可決された。

なお、「新長期計画」は、この法改正における「障害者基本計画」として取り扱われることとなった。

(4) 基本計画策定と平成16年の基本法改正

ア 基本計画（平成15年度～24年度）の策定

平成14年、上記の「新長期計画」が終期を迎えることから、障害のある人、障害者福祉関係者、学識経験者等からなる「新しい障害者基本計画に関する懇談会」が開催され、また各省庁からなる検討チームを設け検討を行い、同年12月に平成15年度～24年度を期間とする「障害者基本計画」が閣議決定、「重点施策実施5か年計画」が本部決定した。

このときの「障害者基本計画」は、計画期間を平成15年度から24年度までの10年間とし、新長期計画の理念である「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の下に、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指している。

障害のある人の社会への参加・参画を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮できるよう支援することが求められる。

国民だれもが同等に参加・参画できる社会は、行政だけでなく企業・NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

以上のような考え方に立って、四つの横断的視点、四つの重点的に取り組むべき課題を定めている。

それは、「横断的視点」としては、①社会のバリアフリー化の推進、②利用者本位の支援、③障害の特性を踏まえた施策の展開、④総合的かつ効果的な施策の推進、であり、「重点的に取り組むべき課題」としては、①活動し参加する力の向上、②活動し参加する基盤の整備、③精神障害者施

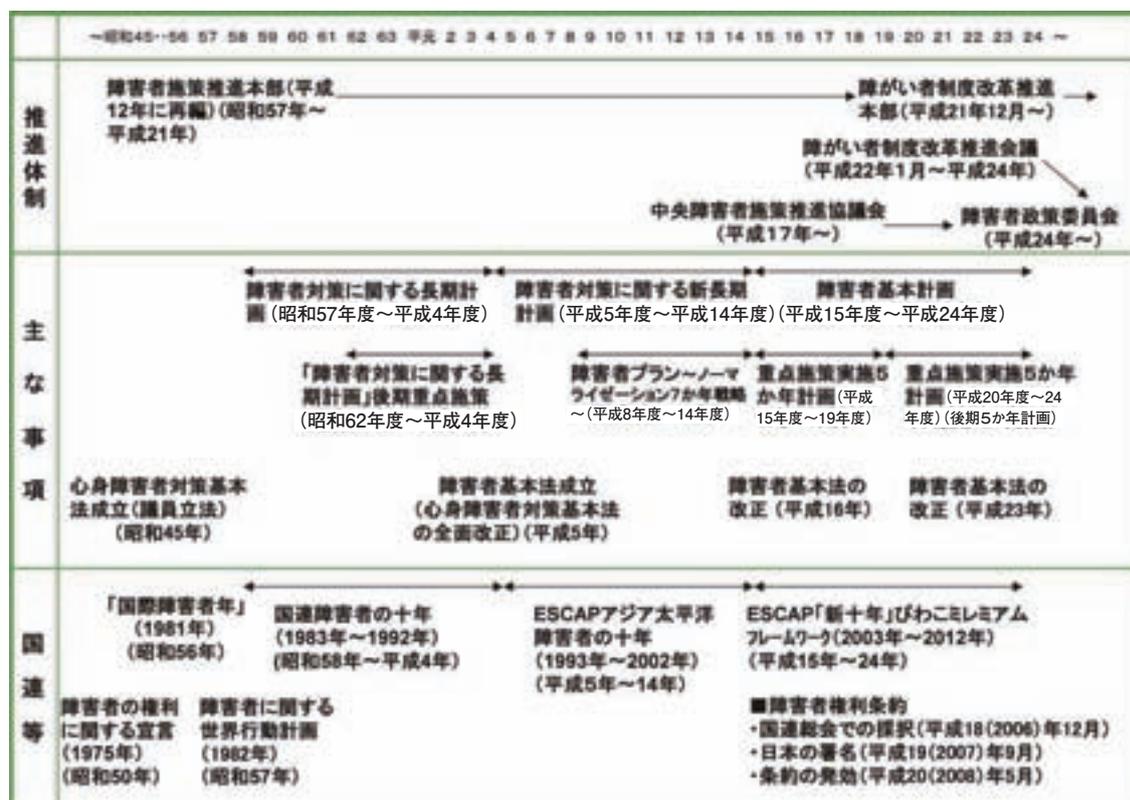
策の総合的な取組、④アジア太平洋地域における域内協力の強化、となっている。

イ 平成16年の基本法改正

平成5年の改正から11年を経て、障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められていることから、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るために平成16年の改正が行われた。

この改正では、①基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止、②「障害者の日」(12月9日)から「障害者週間」(12月3～9日)への拡大、③都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化、④障害のある人の福祉に関する基本的施策として、教育における相互理解の促進、地域の作業活動の場等への助成に関する規定等の追加、⑤障害の予防に関する基本的施策として、難病等の調査研究の推進等に関する規定の追加、⑥国の障害者基本計画の策定に関し内閣総理大臣に意見を述べる「中央障害者施策推進協議会」の内閣府への設置等が主な改正点であった。

■ 図表20 障害者施策の動向



(5) 基本計画（平成15～24年度）前・中期に成立した主な法律

障害者基本計画（平成15～24年度）の前・中期に成立（障害者に関する大幅な改正を含む。）した主な障害者に関係する法律として、次のようなものがある。

ア 「発達障害者支援法」

従来、身体障害、知的障害、精神障害という3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある人に対しては、平成16年に制定された「発達障害者支援法」において、その障害の定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制が進められている。（第4章に記載。）

イ 「障害者自立支援法」

生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等を図ってきた。

同法の施行後、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行った。（第4章に記載。）

ウ 「バリアフリー法」

生活環境の分野においては、平成18年6月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が成立し、同年12月から施行された。これにより、当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等が図られることとなった。（第5章に記載。）

エ 学校教育法等一部改正等

教育・育成の分野においては、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、19年4月から施行された。

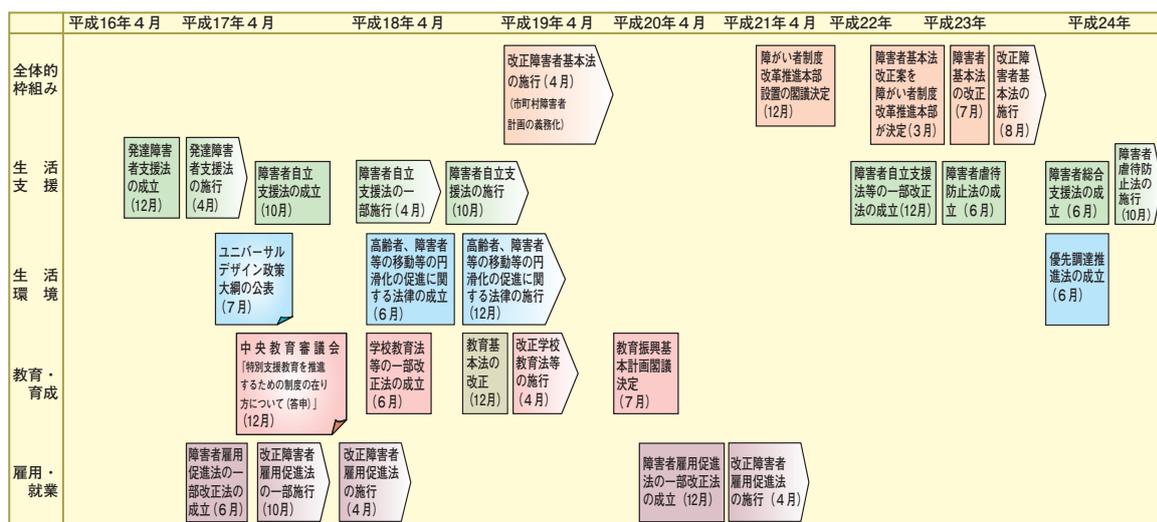
また、平成18年12月には、「教育基本法」が全面的に改正され、同月から施行され障害のある幼児児童生徒についても、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が、「教育の機会均等」に関する規定に新たに明記された。

さらに、この改正教育基本法の理念の実現に向け、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に政府が総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示した「教育振興基本計画」が20年7月に閣議決定された。

オ 「障害者雇用促進法」

雇用・就業の分野においては、障害のある人の社会参加に伴いその就業に対するニーズが高まっており、障害のある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立し、21年4月から順次施行されている。（直近の改正案については、P 23参照。）

■ 図表21 障害者施策にかかわる主な関連法令の動向



資料：内閣府

(6) 障害者権利条約の国連総会採択

国連においては、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（仮称。以下「障害者権利条約」という。）が、平成14年7月以降、8回にわたる交渉による条約案の検討を経て、18年12月、第61回国連総会本会議において採択され、19年3月30日に署名のために開放され、我が国は、同年9月、この条約に署名した。条約は20年5月に発効した。（我が国は現在、国内法等を整備しながら早期締結を目指しているところである。）